

6 高土政第1150号
令和7年1月31日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

「現場代理人の常駐の取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについて、「現場代理人の常駐の取扱いについて」（平成21年5月7日付け21高建管第103号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

現場代理人が兼務可能な請負代金額を4,000万円から4,500万円に引き上げました。

2 施行日

この改正は、令和7年2月1日から施行します。

現場代理人の常駐の取扱いについて

第1 定義等

1 常駐

県が現場代理人に求める常駐は工事現場又は工場製作現場への常駐であり、常駐とは、特別な理由がある場合を除き、常に工事又は工場製作の現場に滞在することをいうものとする。

工事又は工場製作の現場とは、当該現場の敷地にとどまらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含むものとするが、近傍であっても、他の工事又は工場の現場（第2の規定により兼務を承認した現場を除く。）は含まない。

特別な理由がある場合とは、本社又は県との協議のため短時間現場を離れる必要がある場合、休日で現場が稼働していない場合等、当該現場に現場代理人が滞在しないことについて、客観的にやむを得ない、又は正当であると認められることをいう。ただし、数日間本社の技術者監督業務のため現場を離れる等、受注者の業務管理上の事由は認められない。

2 常駐が必要な期間

建設工事請負契約書の規定に基づき現場代理人が現場に常駐しなければならない期間は、着手日から受注者の工事完成通知が行われた日までとする。ただし、完成検査不合格となり手直し工事が行われる場合には、手直し工事の開始日から県が完成検査合格通知を行った日までの間を加えるものとする。

3 着手日

工事のため、次のいずれかに着手した初日とする。

- (1) 測量
- (2) 現場事務所等の建設
- (3) 工場製作
- (4) 調達すべき外注資材（工場製作が必要な場合を含む。）の発注

4 着工日

調達資材が工事現場に搬入され、目的工作物等の施工に着手するなど、工事現場が現実に稼働する初日をいう。

5 常駐を要しない期間

休日等で工事現場が稼働していないときのほか、次の場合には、工事現場が稼働しない期間中、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。

- (1) 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、着手日以降測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待って着工日まで工事現場の稼働がない場合
- (2) 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待って着工日まで工事現場の稼働がない場合
- (3) 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼働がない場合（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

6 現場代理人の途中変更

受注者は、届け出た現場代理人を変更することができない。

ただし、次のいずれかの場合には、契約担当機関との事前協議により契約担当機関が工事の施工継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更できる。

- (1) 現場代理人の退職又は疾病による休暇等、個人的事情ではあるが真にやむを得ないと認められる場合（人事異動等、受注者の業務管理上の事由は除く。）
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、施工が工場から現場へ移行する時点で交替する場合
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等、受注者の責によらない事由により相当期間工事に着手できず、又は中断された後再着手となった場合
- (4) 受注者の責によらない事由により工事中止（部分中止は除く。）となった場合、又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (5) ダム、トンネル等の大規模な工事であって、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合
- (6) 第3の3の規定による場合
- (7) その他、受注者の都合によるもので、契約担当機関との協議により、工事の施工継続に支障がないと認める場合

7 現場代理人の資格要件

現場代理人となるための資格要件は、特に定めてないが、受注者に代わって現場の運営及び取締りを行うという、建設工事請負契約書に定められた職務が遂行できる者でなければならない、また、受注者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

配置技術者と現場代理人の兼務は認められるが、建設業法（昭和24年法律第100号）上、次の者は各々の職務に常勤又は専任でなければならないとされていることから、現場代理人となることができない。

- (1) 経營業務の管理責任者
- (2) 営業所における専任の技術者

8 現場代理人の届出

- (1) 当該工事の現場代理人は、別に定める現場代理人・技術者届により、建設工事請負契約の締結時に契約担当機関に届け出なければならない。
- (2) 当該工事の配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、一般競争入札による工事では、当該入札の入札参加資格確認申請時に配置予定技術者届で届け出た者を、現場代理人として届け出ること。
- (3) 6(2)に該当し、工場と現場で現場代理人が異なる場合には、建設工事請負契約締結時に工場、現場の現場代理人をそれぞれ届け出ること。
- (4) 6(1)又は(3)～(7)に該当し、現場代理人を変更する場合は、あらかじめ別に定める現場代理人変更届により、契約担当機関に届け出ること。
- (5) 当該工事の現場代理人の常駐がなく、現場代理人常駐の指示にもかかわらず、なお常駐がないときは、契約担当機関は契約を解除する。

第2 現場代理人の兼務

1 兼務の取扱い

- (1) 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。ただし、①、②及び④に掲げる場合において発注機関が異なるときは、受注者は、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。

なお、兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき1回以上それぞれの工事現場に滞在しなければならないものとする。

- ① 請負代金額（税込。以下同じ。）4,500万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合
- ② 請負代金額500万円未満の工事を複数受注した場合

- ③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、同一機関の発注による工事に限る。）
- ④ 施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別の工事を受注した場合
- (2) (1)の②に掲げる場合においては、次に掲げる要件を考慮して、兼務を承認するかどうかの判断を行うものとする。
- ア 交通量が多い場所での工事であるか。ただし、下の工事は除く。
- ・工事場所が区分され通行者等へ工事の影響が及ばない工事
 - ・舗装道補修工事の場合であって、実際の施工日が重ならない工事（工程表により実際の施工日を確認すること。なお、工程の変更により実際の施工日が重なった場合は、直ちに現場代理人を変更すること。）
- イ 通学者が多い場所での工事（ただし、工事場所が区分され通学者へ工事の影響が及ばない工事は除く。）であるか。
- ウ 夜間工事であるか。
- エ 急傾斜地崩壊対策工事であるか。
- オ アからエまでに掲げるもの以外で、発注機関が単独での現場代理人配置が必要と判断する工事であるか。
- (3) (1)の①から④までに掲げる場合のうち、それぞれ異なる条項に該当する複数工事に係る現場代理人を、同時に兼務することは承認しない。また、(1)の①又は②に掲げる場合に該当することによる兼務については、すべての工事を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。
- (4) 受注者は、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間は、同一工場において現場代理人を兼務させることができる。
- (5) 受注者は、当該工事の現場代理人として届け出た者を、第1の5(1)又は(2)に該当し、着手日以降着工日までの現場代理人の常駐を要しない期間中に限り、別の工事の現場代理人として届け出ることができる（第3の1に定める要件を満たす場合に限る。）。
- (6) 当分の間、(1)に掲げる場合のほか、請負代金額 4,500 万円未満の工事について2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、(1)及び(2)に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。
- (7) 当分の間、土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて（平成22年3月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）第1の1(1)に規定する土木構造物の維持管理業務委託（以下「維持管理業務委託」という。）の受注者は、当該業務の現場責任者と現場代理人について、発注者が認めた場合に限り兼務を申請することができるものとし、「維持管理業務委託」を「工事」と、「維持管理業務委託の委託箇所」を「工事の現場」と、「現場責任者」を「現場代理人」とみなして、(1)②、(2)、(3)及び(6)の規定を適用する。この場合において、(6)の規定中「2件を限度」とあるのは、「維持管理業務委託を含む場合は3件を限度」と読み替えるものとする。
- (8) 当分の間、(1)に掲げる場合のほか、請負代金額 4,500 万円以上の工事を含む場合であっても、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事については、2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、(1)及び(2)に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。

2 現場代理人の兼務の申請等

1の(1)、(6)、(7)又は(8)に該当する場合は、受注者は、現場代理人（維持管理業務委託との兼務の場合にあつては、現場代理人及び現場責任者。以下同じ。）の兼務を様式1により

契約担当機関に申請することができる。

ただし、舗装道補修工事単価契約における舗装道補修工事契約時は、あらかじめ契約担当機関が、工程表により実際の施工日を確認し、施工日が重ならない場合には、申請を省略することができる。（同一の単価契約に限る。）

1の(4)に該当する場合は、受注者が現場代理人・技術者届に兼務状況を記載することにより、兼務を認める。

3 現場代理人の兼務の承認

契約担当機関は、1の(1)、(6)、(7)又は(8)の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認又は却下の通知

契約担当機関は、1の(1)、(6)、(7)又は(8)により現場代理人の兼務を承認したときは、様式2により受注者に通知すること。

却下するときは、様式3により理由を付して通知すること。

第3 常駐を要しない期間中の現場代理人の取扱い

1 資材調達等により常駐を要しない期間がある場合

- (1) 受注者は、第1の5の(1)又は(2)に該当する期間中に完成が見込まれる工事について、当該工事の現場代理人を兼務させるときには、様式4により当該工事の契約担当機関に届け出ることができる。様式4は、正副の2部を作成の上、両方を提出しなければならない。
- (2) 契約担当機関は、必要に応じて当該工事の現場代理人が兼務する他の工事の契約担当機関（以下「兼務工事契約担当機関」という。）に照会するなどした上で、当該工事の現場代理人の常駐を要しない期間中に兼務の対象となる他の工事が完成するかどうかを判断して、兼務届出承認の可否を決定しなければならない。
- (3) 契約担当機関は、現場代理人の兼務届出を承認するときは、様式4の正本は保管し、副本に承認の記名を行い、受注者に交付すること。
また、承認することが適当でないと判断したときは、様式3により理由を付して却下通知をすること。
- (4) 現場代理人の兼務届出の承認を受けた受注者は、兼務工事契約担当機関に、現場代理人の兼務届出承認（様式4副本）の写しを提出しなければならない。ただし、兼務工事契約担当機関が現場代理人の兼務を認めるかどうかは、当該機関の判断による。受注者は、(1)の届出の前に、兼務工事契約担当機関に現場代理人兼務の可否を確認しておかなければならない。
- (5) 兼務工事担当機関が県の機関である場合には、当該機関は、施工に支障があると特に認められる場合を除いて、現場代理人の兼務を認めなければならない。
- (6) 現場代理人の兼務届出を承認された工事の完成後、当該工事に着工するときには、契約担当機関に着工届（様式5）を提出するとともに、当該工事の現場代理人を常駐させなければならない。

2 契約担当機関により工事の一時中止が行われ、常駐を要しない期間がある場合（第1の5(3)）

受注者は、工事一時中止日から再開日までの現場代理人の常駐を要しない期間中、当該工事の現場代理人を他の工事（当該工事の現場代理人の常駐を要しない期間中に完成できる見込みのある工事のものに限る。）の現場代理人とすることができる。

この場合の書面手続は不要だが、契約担当機関へ口頭により報告するものとする。

3 着工日又は工事再開日における現場代理人の変更

兼務工事契約担当機関発注の工事の完成が遅れ、当該工事の着工時に当該現場代理人の常駐ができないときは、受注者は、契約担当機関と協議の上、現場代理人の変更を届け出ることができる（第1の6の(4)又は(6)に該当。）。ただし、着工又は再開後は現場代理人の変更を行うことができない。

契約担当機関は、施工上特に支障がない場合には、やむを得ぬものとして現場代理人の変更を認めること。

受注者が当該工事の着工時に現場代理人を常駐させていないときは、契約担当機関は、現場代理人の常駐を受注者に指示し、なお常駐がないときは、契約を解除するものとする。

第4 配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱い

1 配置技術者の専任が必要な場合

建設業法上、配置技術者の専任（他の工事に係る職務の兼務を認めないことをいう。）が必要な請負代金額4,500万円以上（建築一式は9,000万円以上）の工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の常駐を要しない期間中であっても、配置技術者の専任制の制約上、次のいずれかの期間を除き他の工事の現場代理人を兼務することができない。（第2の1の(8)に該当する場合を除く。）

- (1) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ただし、いずれの場合も、契約担当機関と受注者の間で、(1)又は(2)の期間が設計図書又は打ち合わせ記録等の書面により明確となっていること（専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の取扱いの特例）。

2 配置技術者の専任が必要でない場合

配置技術者の専任が必要でない請負代金額4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）の工事であっても、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の工事現場への常駐義務の制約上、第2の1の(1)、(6)、(7)又は(8)により、他の工事の現場代理人との兼務が認められる場合を除いて、他の工事の主任技術者を兼務することができない。

（兼務を認める場合においては、別に定める「他の工事との兼務状況」が契約時に提出された際に、主任技術者の兼務要件と現場代理人の兼務要件のそれぞれを確認すること。）

第5 その他

1 現場代理人常駐の取扱い一覧

現場代理人の常駐に関してこの通知の取扱いをとりまとめれば、別記のとおりである。

2 施行期日

この通知は平成21年5月7日から施行する。

この通知は平成21年11月13日から施行する。

この通知は平成22年2月15日から施行する。

この通知は平成23年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通知は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通知は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この通知は、平成28年6月1日から施行する。

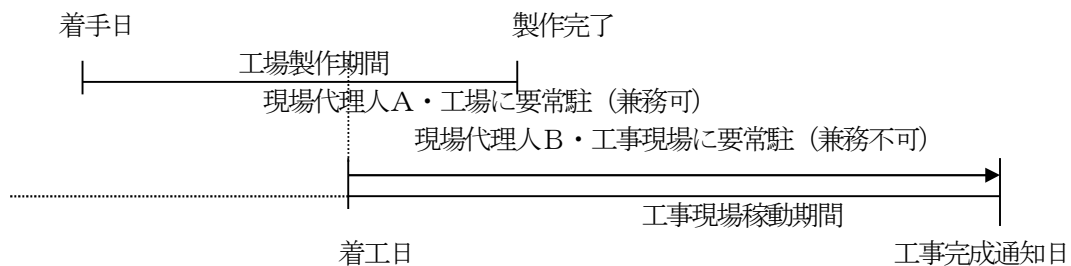
この通知は、平成29年4月1日から施行する。
この通知は、令和3年4月1日から施行する。
この通知は、令和4年1月1日から施行する。
この通知は、令和5年4月1日から施行する。
この通知は、令和7年2月1日から施行する。

別 記

現 場 代 理 人 常 駐 の 取 扱 い 一 覧

1 現場代理人・技術者届により現場代理人の兼務を認める場合

○ケース1（工場製作(自社製作)を含む工事で現場が直ちに稼働しない場合・第2の1(4)該当)



- ・現場代理人Aは、工場に常駐し、複数工事分の製作の現場代理人を兼ねることができる。
- ・現場代理人Bは、工事現場常駐は着工日から（着工日以前の常駐は要せず、他の工事の現場代理人を務めることもできる。）。ただし、工場製作開始前に測量が必要な場合には、測量実施期間中に現場代理人Bの現場常駐が必要。（ケース8参照）
- ・着工日以降現場代理人Bの常駐がなければ、契約解除。（他工事現場代理人との兼務は不可）
- ・建設工事請負契約締結時には、現場代理人A、Bの両方の届出が必要。受注者は、着工日以前であればBから他の現場代理人への変更の届け出ができる。（現場代理人Aは変更不可）
- ・受注者は、着工時に土木事務所長に着工届（様式5）を提出する。

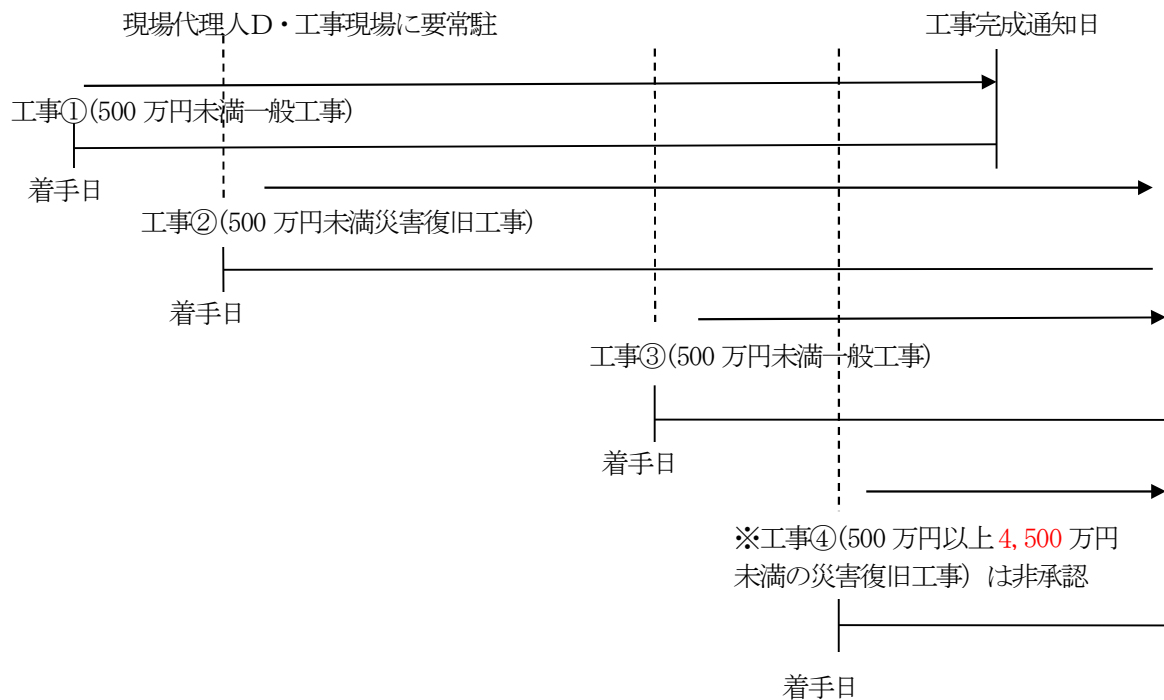
2 申請により現場代理人の兼務を認める場合

○ケース2 (4,500 万円未満の災害復旧工事で現場代理人を兼務する場合・第2の1(1)①該当)



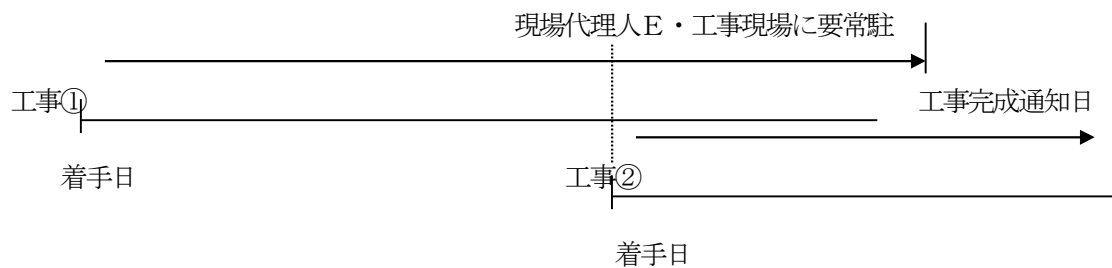
- ・受注者は、工事①(4,500 万円未満災害復旧工事)、工事②(4,500 万円未満災害復旧工事)及び工事③(500 万円未満災害復旧工事)の現場代理人をC一人に兼務させる申請をすることができる（工事①～③に他機関発注工事がある場合には、受注者は、現場代理人の兼務申請につきあらかじめ当該他機関の承諾を得ることが必要）。
- ・契約担当機関の長は、工事①～③のうち自発注工事の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人の兼務を承認する。
- ・災害復旧工事以外の工事については、500 万円未満であっても、この条項により兼務を承認された現場代理人と同時に兼務することは認められない。
- ・工事①～③は、すべての工事を概ね30分以内で移動できるものでなければならない。

○ケース3 (500万円未満の工事で現場代理人を兼務する場合・第2の1(1)②該当)



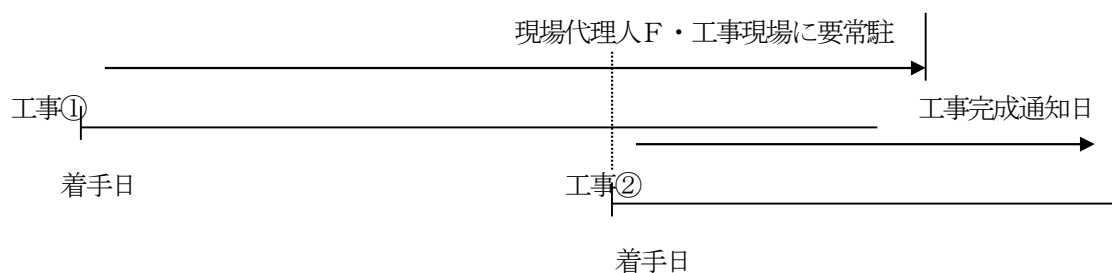
- ・受注者は、工事①(500万円未満一般工事)、工事②(500万円未満災害復旧工事)及び工事③(500万円未満一般工事)の現場代理人をD一人に兼務させる申請をすることができる（工事①～③に他機関発注工事がある場合には、受注者は、現場代理人の兼務申請につきあらかじめ当該他機関の承諾を得ることが必要）。
- ・契約担当機関の長は、工事①～③のうち自発注工事の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人の兼務を承認する。
- ・災害復旧工事で500万円未満のものについても、この条項に該当することとして現場代理人の兼務を承認する。
- ・災害復旧工事で500万円以上4,500万円未満のものについては、この条項により兼務を承認された現場代理人と同時に兼務することは認められない。
- ・工事①～③は、すべての工事を概ね30分以内で移動できるものでなければならない。

○ケース4（施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注して現場代理人を兼務する場合・第2の1(1)③該当）



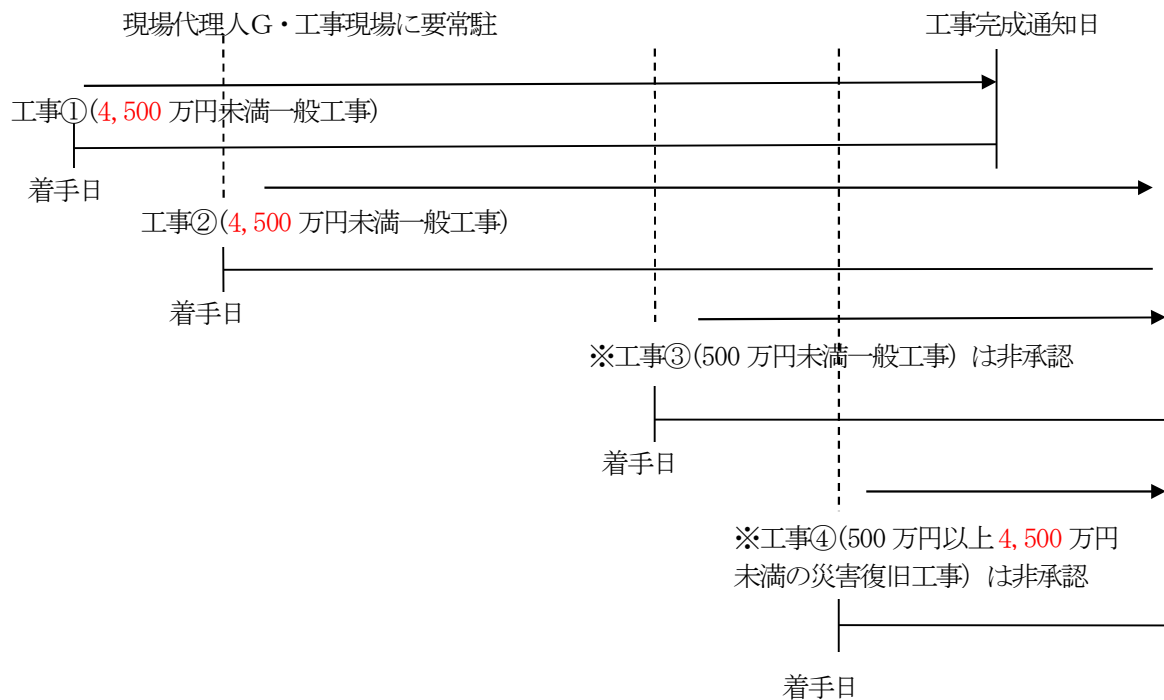
- ・工事②は、請負代金額上の制限はないが、同一契約担当機関の随意契約によるもので、工事①と直接関連するものでなければならない。
- ・受注者は、工事①及び②の現場代理人をE一人に兼務させる申請をすることができる。
- ・契約担当機関の長は、工事①及び②の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人の兼務を承認する。
- ・①と②以外の工事を現場代理人Eが兼務することは認められない。

○ケース5（施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別工事を受注して現場代理人を兼務する場合・第2の1(1)④該当）



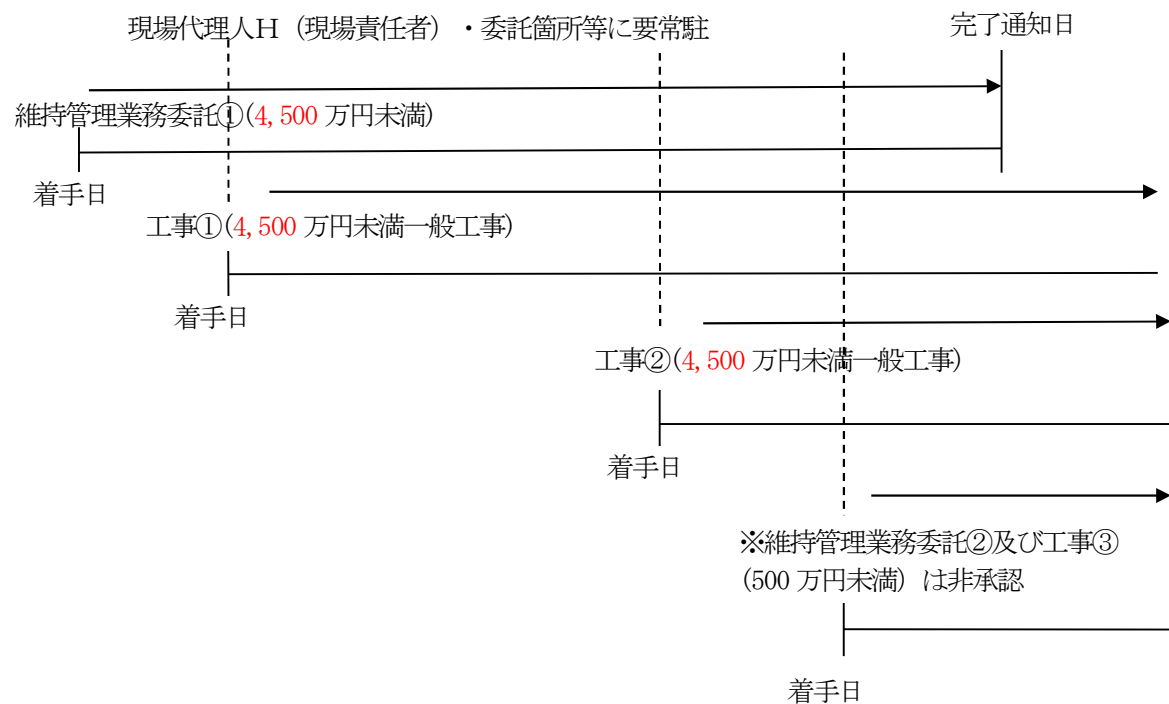
- ・工事②は、請負代金額上の制限はないが、①の工事現場に隣接し関連性のあるものでなければならない。
- ・受注者は、工事①及び②の現場代理人をF一人に兼務させる申請をすることができる（①又は②の発注機関が他機関である場合には、受注者は、現場代理人の兼務申請につきあらかじめ当該他機関の承諾を得ることが必要）。
- ・契約担当機関の長は、自発注工事の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人の兼務を承認する。
- ・①と②以外の工事を現場代理人Fが兼務することは認められない。

○ケース6 (4,500万円未満の工事で現場代理人を兼務する場合・第2の1(6)該当)



- ・受注者は、工事①(4,500万円未満一般工事)及び工事②(4,500万円未満一般工事)の現場代理人をG一人に兼務させる申請をすることができる(工事①又は②に他機関発注工事がある場合には、受注者は、現場代理人の兼務申請につきあらかじめ当該他機関の承諾を得ることが必要)。
- ・契約担当機関の長は、工事①又は②のうち自発注工事の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人の兼務を承認する。
- ・災害復旧工事で4,500万円未満のものについても、この条項に該当することとして現場代理人の兼務を承認する。
- ・500万円以上4,500万円未満の工事を含む場合、2件を限度に兼務を承認するものであり、500万円以上4,500万円未満の工事を1件でも含んで兼務が承認されておれば、3件目以降(このケースでは工事③及び④)の兼務は認められない。
- ・工事①及び②は、概ね30分以内で移動できるものでなければならない。

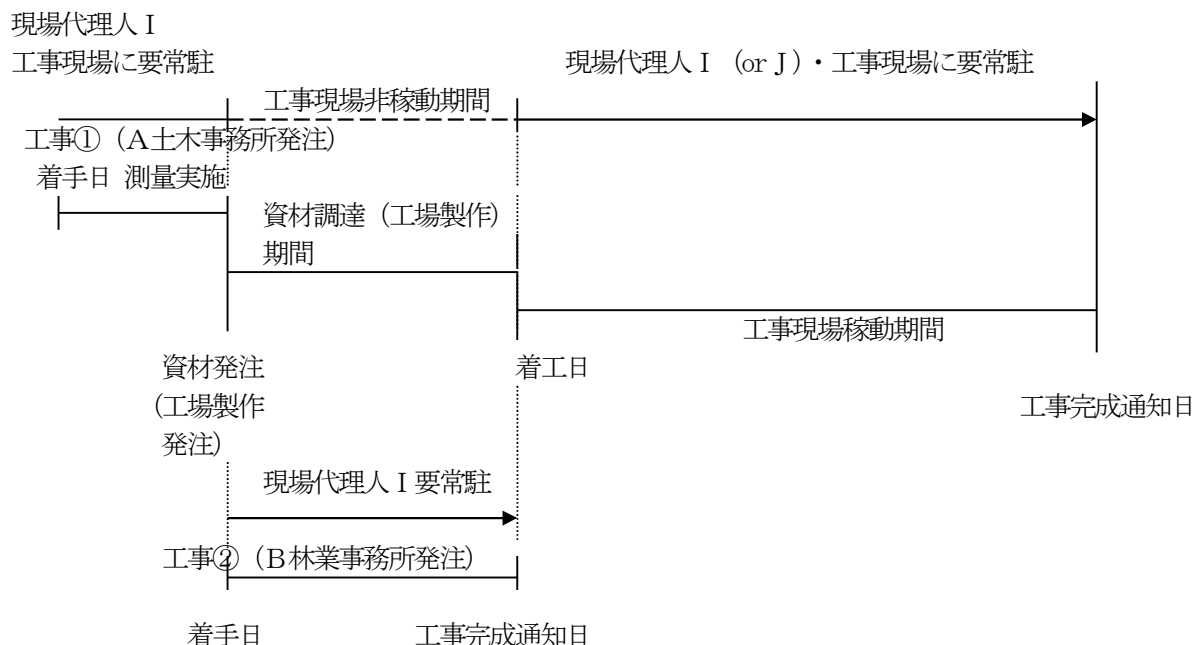
○ケース7 (4,500万円未満の工事及び維持管理業務委託で現場代理人及び現場責任者を兼務する場合・第2の1(7)該当)



- ・受注者は、維持管理業務委託①(4,500万円未満)、工事①(4,500万円未満一般工事)及び工事②(4,500万円未満一般工事)の現場代理人・現場責任者をH一人に兼務させる申請をすることができる（工事①、工事②又は維持管理業務委託①に他機関発注がある場合には、受注者は、現場代理人・現場責任者の兼務申請につきあらかじめ当該他機関の承諾を得ることが必要）。
- ・契約担当機関の長は、工事①、工事②又は維持管理業務委託①のうち自発注工事等の施工に支障がないと認めた場合に現場代理人・現場責任者の兼務を承認する。
- ・災害復旧工事で4,500万円未満のものについても、この条項に該当することとして現場代理人・現場責任者の兼務を承認する。
- ・500万円以上4,500万円未満の維持管理業務委託を含む場合、3件を限度に現場代理人・現場責任者の兼務を承認するものであり、4件目以降（このケースでは工事③及び維持管理業務委託②）の兼務は認められない。
- ・工事①、工事②及び維持管理業務委託①は、概ね30分以内で移動できるものでなければならない。

3 工事現場への常駐を要しない場合

○ケース8（資材調達(工場製作が必要なものを含む。)の後に施工する工事・第1の5(1)・(2)、第2の1(5)及び第3の1・3該当)

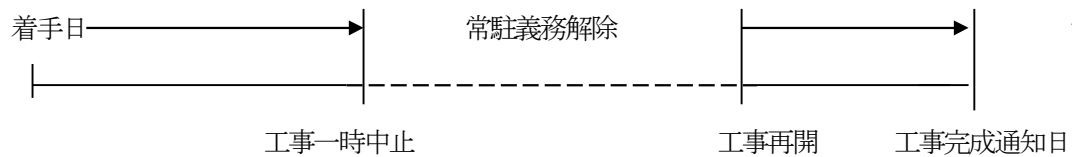


- ・ 現場代理人 I は、着手日から測量実施期間中は工事現場に常駐を要するが、測量が完了し、実際に工事現場の移動がない期間は常駐を要しない。
- ・ 受注者は、工事①の着手後測量が完了し工事現場移動開始（着工日）までの間は、工事②の契約担当機関に現場代理人兼務の承諾を受けた上で、A土木事務所に現場代理人 I に工事②の現場代理人を兼務させる届出をすることができる。
- ・ 受注者が現場代理人の兼務の届出ができる工事②は、着手してから工事①の現場移動開始（着工日）以前に完工可能な工期の工事であること。
- ・ A土木事務所長は、工事①の施工に支障がない（現場代理人の兼務となる工事②は、工事①の着工以前に終わらせる程度の工事である）と認めた場合に、現場代理人の兼務届出を承認する。
- ・ B林業事務所長は、工事②の建設工事請負契約締結時にA土木事務所長の現場代理人兼務届出承認の写しの提出を受注者から受け、工事①、②での現場代理人兼務状況を確認する。
- ・ 工事①の現場移動開始（着工日）時点で現場代理人の常駐が必要だが、工事②が完成せず現場代理人 I が工事①への常駐ができない場合には、受注者は、着工日以前であれば現場代理人 I に変更届出ができる。A土木事務所が現場代理人の変更を認めた場合は、現場代理人 I が主任技術者（工事①、②が配置技術者の専任を要しない工事である場合に限る。）との兼務であるときには、併せて主任技術者の変更も認める（着工日以降変更は不可。）。
- ・ 受注者は、工事①着工時にA土木事務所長に着工届（様式5）を提出する。
- ・ 工事現場非移動期間中に現場代理人 I が現場代理人を務めることができる工事は、工事①の工事現場非移動期間中に完成するものであれば、工事②のほか複数のものであっても差し支えないほか、工事着工後別の資材調達のため再度工事現場が非移動となる場合にも、同様の取扱いを行う。ただし、工事①が配置技術者の専任が必要な工事で、現場代理人が主任技術者又は監理技術者と兼務である場合は、他の工事の現場代理人となることはできない。
- ・ 工事着工日以降現場代理人の常駐（着手時の現場代理人には限らない。）がなければ契約解除。

○ケース 9（工事一時中止が行われ現場が稼働していない場合・第1の5（3）及び第3の2・3該当）

現場代理人K・工事現場に要常駐

現場代理人K（or L）・工事現場に要常駐



- ・工事の一時中止期間中は、契約担当機関が現場管理のため必要と認め特に指示した場合を除き、現場代理人の常駐は要しない。
- ・現場代理人Kは、工事一時中止期間中は他の工事の現場代理人を務めることもできる。この場合には、契約担当機関に口頭で報告しなければならない。
- ・工事再開後は現場代理人の常駐が必要だが、現場代理人Kが常駐できない場合には、再開日以前であれば受注者は現場代理人Lに変更届出できる（工事再開日以降変更は不可。）。
- ・工事再開日以降現場代理人の常駐（着手時の現場代理人には限らない。）がなければ契約解除。

4 現場代理人の兼務を認められない場合

○ケース 10（外注資材の発注期間中又は工事一時中止期間中ではないが、工期中に休日等の短期（1～3日程度）の現場非稼働日がある場合）



- ・工事現場非稼働日には、現場代理人Mは工事現場への実際の常駐は要しない。
- ・工事現場非稼働日設定は、工期内完成が図られるのであれば、受注者の任意。
- ・工事現場非稼働日に現場代理人Mが他の工事の現場代理人となることは認められない。

【参考】現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについて

(1) 主任技術者の専任を要しない工事の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 未満	4,500万円 未満	
現場代理人	A	A	※1、※2又は※3
主任技術者	A	A	

(2) 主任技術者の専任を要する工事を1件含む場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 未満	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

(3) 主任技術者の専任を要する工事2件の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 以上	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

(例えば、関連性の無い改良工事と維持工事などの兼務は×)

(4) 主任技術者の専任を要する工事3件の場合

	工事①	工事②	工事③	兼務要件
請負代金額	4,500万円 以上	4,500万円 以上	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	B	※3
主任技術者	A	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

→工事③は、施工上問題が無い場合に限り兼務を認めるものとする。

→現場代理人の兼務は2件までとする。(※3)

現場代理人、主任技術者の兼務要件について

◆現場代理人の兼務要件：現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年5月7日付け高建管第103号土木部長通知）

※1：第2の1（1） 4,500万円未満の災害復旧工事等

※2：第2の1（6） 4,500万円未満の工事について2件かつ30分以内の場合兼務可

※3：第2の1（8） ※4の工事について、2件かつ30分以内の場合兼務可

◆主任技術者の兼務要件：監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日国不建技第147号）

※4：三（2）① 一体性若しくは連続性が認められる工事、又は相互に調整を要する工事で、かつ、10km程度の近接した2件程度の工事

（建設業法施行令第27条第2項：密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。）

注1 上表は、ケース毎に兼務可能な最大のパターン例を示したものであり、実際に兼務を認めるかどうかは、現場条件により判断すること。（交通量・通学者の多寡、夜間工事や急傾斜地崩壊対策工事を含むかなど）

注2 随意契約により受注した場合、関連性のある隣接工事の場合、工場製作期間中における同一工場の扱い等の詳細については、上表と異なる取扱いとなることに留意。詳細については、「現場代理人の常駐の取扱いについて」を参照のこと。

注3 建築工事一式に係る主任技術者にあつては、上表中の「4,500万円」を「9,000万円」と読み替える。

注4 一つでも監理技術者となる場合（下請総額5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上））は適用できない。

「現場代理人の常駐の取扱いについて」新旧対照表（令和7年2月1日施行分）

新	旧
第1 （略） 第2 現場代理人の兼務 1 兼務の取扱い （1） 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。ただし、①、②及び④に掲げる場合において発注機関が異なるときは、受注者は、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。 なお、兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき1回以上それぞれの工事現場に滞在しなければならないものとする。 ① 請負代金額（税込。以下同じ。）<u>4,500万円</u>未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合 ② 請負代金額500万円未満の工事を複数受注した場合 ③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、同一機関の発注による工事に限る。） ④ 施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別の工事を受注した場合 （2） ～（5） （略） （6） 当分の間、（1）に掲げる場合のほか、請負代金額<u>4,500万円</u>未満の工事について2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、（1）及び（2）に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。 （7） （略） （8） 当分の間、（1）に掲げる場合のほか、請負代金額<u>4,500万円</u>以上の工事を含む場合であっても、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事については、2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、（1）及び（2）に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。 2～4 （略）	第1 （略） 第2 現場代理人の兼務 1 兼務の取扱い （1） 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。ただし、①、②及び④に掲げる場合において発注機関が異なるときは、受注者は、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。 なお、兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき1回以上それぞれの工事現場に滞在しなければならないものとする。 ① 請負対象金額（税込。以下同じ。）<u>4,000万円</u>未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合 ② 請負対象金額500万円未満の工事を複数受注した場合 ③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、同一機関の発注による工事に限る。） ④ 施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別の工事を受注した場合 （2） ～（5） （略） （6） 当分の間、（1）に掲げる場合のほか、請負対象金額<u>4,000万円</u>未満の工事について2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、（1）及び（2）に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。 （7） （略） （8） 当分の間、（1）に掲げる場合のほか、請負対象金額<u>4,000万円</u>以上の工事を含む場合であっても、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事については、2件を限度に兼務を申請することができるものとする。兼務を承認するかどうかの判断は、（1）及び（2）に掲げる要件を考慮し、併せて工事間を概ね30分以内で移動できる場合に限り承認するものとする。 2～4 （略）

新	旧
第3 (略) 第4 配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱い 1 配置技術者の専任が必要な場合 建設業法上、配置技術者の専任（他の工事に係る職務の兼務を認めないことをいう。）が必要な請負代金額 <u>4,500 万円</u>以上（建築一式は <u>9,000 万円</u>以上）の工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の常駐を要しない期間中であっても、配置技術者の専任制の制約上、次のいずれかの期間を除き他の工事の現場代理人を兼務することができない。（第2の1の（8）に該当する場合を除く。） (1)～(2) (略) 2 配置技術者の専任が必要でない場合 配置技術者の専任が必要でない請負代金額 <u>4,500 万円</u>未満（建築一式は <u>9,000 万円</u>未満）の工事であっても、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の工事現場への常駐義務の制約上、第2の1の(1)、(6)、(7)又は(8)により、他の工事の現場代理人との兼務が認められる場合を除いて、他の工事の主任技術者を兼務することができない。 （兼務を認める場合においては、別に定める「他の工事との兼務状況」が契約時に提出された際に、主任技術者の兼務要件と現場代理人の兼務要件のそれぞれを確認すること。） 第5 その他 1 (略) 2 施行期日 (略) この通知は、令和5年4月1日から施行する。 <u>この通知は、令和7年2月1日から施行する。</u> ※ 別記の改正：<u>4,500万円</u>	第3 (略) 第4 配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱い 1 配置技術者の専任が必要な場合 建設業法上、配置技術者の専任（他の工事に係る職務の兼務を認めないことをいう。）が必要な請負金額 <u>4,000 万円以上</u>（建築一式は <u>8,000 万円</u>以上）の工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の常駐を要しない期間中であっても、配置技術者の専任制の制約上、次のいずれかの期間を除き他の工事の現場代理人を兼務することができない。（第2の1の（8）に該当する場合を除く。） (1)～(2) (略) 2 配置技術者の専任が必要でない場合 配置技術者の専任が必要でない請負金額 <u>4,000 万円</u>未満（建築一式は <u>8,000 万円</u>未満）の工事であっても、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の工事現場への常駐義務の制約上、第2の1の(1)、(6)、(7)又は(8)により、他の工事の現場代理人との兼務が認められる場合を除いて、他の工事の主任技術者を兼務することができない。 （兼務を認める場合においては、別に定める「他の工事との兼務状況」が契約時に提出された際に、主任技術者の兼務要件と現場代理人の兼務要件のそれぞれを確認すること。） 第5 その他 1 (略) 2 施行期日 (略) この通知は、令和5年4月1日から施行する。 ※ 別記の改正：<u>4,000万円</u>

新

旧

【参考】現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについて

(1) 主任技術者の専任を要しない工事の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 未満	4,500万円 未満	
現場代理人	A	A	※1、※2又は※3
主任技術者	A	A	

(2) 主任技術者の専任を要する工事を1件含む場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 未満	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

(3) 主任技術者の専任を要する工事2件の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,500万円 以上	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

(例えば、関連性の無い改良工事と維持工事などの兼務は×)

(4) 主任技術者の専任を要する工事3件の場合

	工事①	工事②	工事③	兼務要件
請負代金額	4,500万円 以上	4,500万円 以上	4,500万円 以上	
現場代理人	A	A	B	※3
主任技術者	A	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

→工事③は、施工上問題が無い場合に限り兼務を認めるものとする。

→現場代理人の兼務は2件までとする。(※3)

現場代理人、主任技術者の兼務要件について

- ◆現場代理人の兼務要件：現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年5月7日付け高建管第103号土木部長通知）
- ※1：第2の1（1） 4,500万円未満の災害復旧工事等
- ※2：第2の1（6） 4,500万円未満の工事について2件かつ30分以内の場合兼務可
- ※3：第2の1（8） ※4の工事について、2件かつ30分以内の場合兼務可
- ◆主任技術者の兼務要件：監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日国不建第147号）
- ※4：三（2）① 一体性若しくは連続性が認められる工事、又は相互に調整を要する工事で、かつ、10km程度の近接した2件程度の工事
- （建設業法施行令第27条第2項：密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。）

注1 上表は、ケース毎に兼務可能な最大のパターン例を示したものであり、実際に兼務を認めるかどうかは、現場条件により判断すること。（交通量・通学者の多寡、夜間工事や急傾斜地崩壊対策工事を含むかなど）

注2 随意契約により受注した場合、関連性のある隣接工事の場合、工場製作期間中における同一工場の扱い等の詳細については、上表と異なる取扱いとなることに留意。詳細については、「現場代理人の常駐の取扱いについて」を参照のこと。

注3 建築工事一式に係る主任技術者においては、上表中の「4,500万円」を「9,000万円」と読み替える。

注4 一つでも監理技術者となる場合（下請総額5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上））は適用できない。

【参考】現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについて

(1) 主任技術者の専任を要しない工事の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,000万円 未満	4,000万円 未満	
現場代理人	A	A	※1、※2又は※3
主任技術者	A	A	

(2) 主任技術者の専任を要する工事を1件含む場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,000万円 未満	4,000万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

(3) 主任技術者の専任を要する工事2件の場合

	工事①	工事②	兼務要件
請負代金額	4,000万円 以上	4,000万円 以上	
現場代理人	A	A	※3
主任技術者	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

(例えば、関連性の無い改良工事と維持工事などの兼務は×)

(4) 主任技術者の専任を要する工事3件の場合

	工事①	工事②	工事③	兼務要件
請負代金額	4,000万円 以上	4,000万円 以上	4,000万円 以上	
現場代理人	A	A	B	※3
主任技術者	A	A	A	※4

→密接な関連+10km程度以内+概ね30分以内を満たす場合に適用される。

→工事③は、施工上問題が無い場合に限り兼務を認めるものとする。

→現場代理人の兼務は2件までとする。(※3)

現場代理人、主任技術者の兼務要件について

- ◆現場代理人の兼務要件：現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年5月7日付け高建管第103号土木部長通知）
- ※1：第2の1（1） 4,000万円未満の災害復旧工事等
- ※2：第2の1（6） 4,000万円未満の工事について2件かつ30分以内の場合兼務可
- ※3：第2の1（8） ※4の工事について、2件かつ30分以内の場合兼務可
- ◆主任技術者の兼務要件：監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和4年12月23日付け国不建第457号）
- ※4：三（2）① 一体性若しくは連続性が認められる工事、又は相互に調整を要する工事で、かつ、10km程度の近接した2件程度の工事
- （建設業法施行令第27条第2項：密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。）

注1 上表は、ケース毎に兼務可能な最大のパターン例を示したものであり、実際に兼務を認めるかどうかは、現場条件により判断すること。（交通量・通学者の多寡、夜間工事や急傾斜地崩壊対策工事を含むかなど）

注2 随意契約により受注した場合、関連性のある隣接工事の場合、工場製作期間中における同一工場の扱い等の詳細については、上表と異なる取扱いとなることに留意。詳細については、「現場代理人の常駐の取扱いについて」を参照のこと。

注3 建築工事一式に係る主任技術者においては、上表中の「4,000万円」を「8,000万円」と読み替える。

注4 一つでも監理技術者となる場合（下請総額4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上））は適用できない。